



長野県報

12月6日(木)
平成24年
(2012年)
第2427号

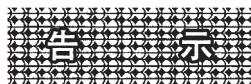
目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	5
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	6
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	6
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	6
公共測量の実施（建設政策課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
指定講習機関に関する規則に基づく指定を受けた者の事務所名の変更の届出（東北信運転免許課）	8
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の施設名の変更の届出（東北信運転免許課）	9

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（経営支援課）	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	11
土地区画整理事業の換地処分（都市計画課）	12
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（9件）（都市計画課）	12
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築指導課）	14
一般競争入札（スポーツ課）	15
特定調達契約に係る落札者の決定（情報管理課）	16


長野県告示第780号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ソレイユ薬局	上伊那郡箕輪町中箕輪12208-3	平成24年4月2日
木次大介歯科医院	佐久市中込1826-3	平成24年10月5日
町立辰野病院	上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5	平成24年10月1日
パセリ薬局	須坂市大字八町字花田1752-6	平成24年11月1日
かるいざわ純クリニック	北佐久郡軽井沢町大字長倉4962-1	平成24年10月1日
太田皮膚科クリニック	安曇野市堀金鳥川5026番	平成24年11月1日
小見山医院	松本市大字岡田松岡512番地1	平成24年10月1日
ほりうちレディースクリニック	松本市筑摩1-16-3	平成24年11月1日
辰野調剤センター薬局病院前	上伊那郡辰野町辰野1463-1	平成24年10月1日
スザカ心療内科クリニック	須坂市大字須坂字宗石1294番地1	平成24年11月1日
松澤内科クリニック	須坂市上八町1754-2	平成24年11月1日
クスリのアオキ上田原薬局	上田市神畑字鳥居先135番	平成24年11月1日
クオールひがしの薬局	飯田市鈴加町1丁目21番	平成24年11月1日
つかはらクリニック	上田市塩川1358-1	平成24年11月1日
はくや町ワタキューアルモード	安曇野市穂高984-15	平成24年11月1日
早田医院	駒ヶ根市中央17-9	平成24年11月1日
まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	平成24年10月1日

地域福祉課

長野県告示第781号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
諏訪共立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214	社会医療法人 南信勤労者医療協会	医療法人(社団) 南信勤労者医療協会	平成24年10月1日
公益社団法人 長野県看護協会 飯伊訪問看護ステーション	飯田市鼎切石4358-1	公益社団法人 長野県看護協会	社団法人 長野県看護協会	平成24年4月1日

地域福祉課

長野県告示第782号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社真田薬局	上田市真田町本原荒井1016-4	平成24年8月31日
町立辰野総合病院	上伊那郡辰野町大字伊那富3351番地	平成24年9月30日
ごうど眼科	飯田市羽場町1丁目19番11号	平成24年9月30日
太田皮膚科クリニック	安曇野市堀金烏川5026-6	平成24年10月31日
小見山医院	松本市大字岡田松岡512番地1	平成24年9月30日
スザカ心療内科クリニック	須坂市北横町1294番地1	平成24年10月31日
峯村内科医院	塩尻市広丘高出1500	平成24年10月26日
まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	平成24年9月30日

地域福祉課

長野県告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市北石堂町1177-3	訪問看護ステーションみづうみ	長野県諏訪市豊田2400-9	平成24年9月1日
訪問リハビリテーション	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市北石堂町1177-3	老人保健施設みづうみ	長野県諏訪市豊田2400-9	平成24年9月1日
通所介護	特定非営利活動法人ラボール	長野県松本市原173番地	NPO法人ラボール城東第5宅老所	長野県松本市城東一丁目3-10	平成24年8月1日
	特定非営利活動法人なかむら	長野県安曇野市穂高柏原1425番1	宅幼老所なかむら	長野県安曇野市穂高柏原1425番1	平成24年7月1日

通所リハビリテーション	医療法人社団玉井会	長野県東筑摩郡麻績村麻4156-1	玉井会玉井医院	長野県東筑摩郡麻績村麻4156-1	平成24年9月1日
	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市北石堂町1177-3	老人保健施設みづうみ	長野県諏訪市豊田2400-9	平成24年9月1日
短期入所生活介護	特定非営利活動法人まんてん	長野県上伊那郡中川村片桐7776番地3	介護ステーションまんてん	長野県上伊那郡飯島町飯島755番地1	平成24年4月1日
福祉用具貸与	株式会社 応縁	長野県下伊那郡高森町上市田244番地	おうえん福祉用具	長野県下伊那郡高森町上市田244番地12	平成24年4月1日
小規模多機能型居宅介護	特定非営利活動法人まんてん	長野県上伊那郡中川村片桐7776番地3	ケアホームまんてん	長野県上伊那郡飯島町飯島671-1	平成24年5月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人まんてん	長野県上伊那郡中川村片桐7776番地3	ケアホームまんてん居宅介護事業所	長野県上伊那郡飯島町飯島671-1	平成24年5月1日
株式会社 POL	長野県茅野市玉川3152-2	ゆうさぼーと	長野県茅野市玉川3152-2	平成24年8月1日
株式会社あず	長野県松本市梓川倭2689番地10	居宅介護支援事業所あず	長野県安曇野市穂高有明4227番4	平成24年5月1日

3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 応縁	長野県下伊那郡高森町上市田244番地	おうえん福祉用具	長野県下伊那郡高森町上市田244番地12	平成24年4月1日

4 介護老人福祉施設

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人里仁会	長野県佐久市下小田切50番地1	特別養護老人ホームさくら苑	長野県佐久市下小田切50番地1	平成24年8月1日

5 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市北石堂町1177-3	訪問看護ステーションみづうみ	長野県諏訪市豊田2400-9	平成24年9月1日
介護予防訪問リハビリテーション	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市北石堂町1177-3	老人保健施設みづうみ	長野県諏訪市豊田2400-9	平成24年9月1日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人なかむら	長野県安曇野市穂高柏原1425番1	宅幼老所なかむら	長野県安曇野市穂高柏原1425番1	平成24年7月1日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人社団玉井会	長野県東筑摩郡麻績村麻4156-1	玉井会玉井医院	長野県東筑摩郡麻績村麻4156-1	平成24年9月1日
	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市北石堂町1177-3	老人保健施設みづうみ	長野県諏訪市豊田2400-9	平成24年9月1日
介護予防短期入所生活介護	特定非営利活動法人まんてん	長野県上伊那郡中川村片桐7776番地3	介護ステーションまんてん	長野県上伊那郡飯島町飯島755番地1	平成24年4月1日
介護予防福祉用具貸与	株式会社 応縁	長野県下伊那郡高森町上市田244番地	おうえん福祉用具	長野県下伊那郡高森町上市田244番地12	平成24年4月1日
介護予防小規模多機能型居宅介護	特定非営利活動法人まんてん	長野県上伊那郡中川村片桐7776番地3	ケアホームまんてん	長野県上伊那郡飯島町飯島671-1	平成24年5月1日

6 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 応縁	長野県下伊那郡高森町上市田244番地	おうえん福祉用具	長野県下伊那郡高森町上市田244番地12	平成24年4月1日

地域福祉課

長野県告示第784号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
訪問入浴介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	ツクイ安曇野	長野県安曇野市豊科4941-1	ツクイ安曇野	総合福祉ツクイ安曇野	平成24年8月1日
通所介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	ツクイ松本北深志	長野県松本市北深志3-5-17	ツクイ松本北深志	総合福祉ツクイ松本北深志	平成24年8月1日
	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	ツクイ安曇野	長野県安曇野市豊科4941-1	ツクイ安曇野	総合福祉ツクイ安曇野	平成24年8月1日
福祉用具貸与	タカノ株式会社	長野県上伊那郡宮田村359-5	タカノ株式会社	長野県上伊那郡宮田村359-5	長野県上伊那郡宮田村359-5	長野県上伊那郡宮田村137番地	平成23年6月1日

2 特定福祉用具販売

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
				新	旧	
タカノ株式会社	長野県上伊那郡宮田村359-5	タカノ株式会社	長野県上伊那郡宮田村359-5	長野県上伊那郡宮田村359-5	長野県上伊那郡宮田村137番地	平成23年6月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
介護予防訪問入浴介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	ツクイ安曇野	長野県安曇野市豊科4941-1	ツクイ安曇野	総合福祉ツクイ安曇野	平成24年8月1日
介護予防通所介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	ツクイ松本北深志	長野県松本市北深志3-5-17	ツクイ松本北深志	総合福祉ツクイ松本北深志	平成24年8月1日
	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	ツクイ安曇野	長野県安曇野市豊科4941-1	ツクイ安曇野	総合福祉ツクイ安曇野	平成24年8月1日
介護予防福祉用具貸与	タカノ株式会社	長野県上伊那郡宮田村359-5	タカノ株式会社	長野県上伊那郡宮田村359-5	長野県上伊那郡宮田村359-5	長野県上伊那郡宮田村137番地	平成23年6月1日

4 特定介護予防福祉用具販売

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
タカノ株式会社	長野県上伊那郡宮田村359-5	タカノ株式会社	長野県上伊那郡宮田村359-5	長野県上伊那郡宮田村359-5	長野県上伊那郡宮田村137番地	平成23年6月1日

地域福祉課

長野県告示第785号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

居宅介護支援事業

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人（社団）南信勤労者医療協会	長野県諏訪郡下諏訪町矢木町214	諏訪共立在宅療養支援診療所	長野県諏訪郡下諏訪町矢木町214	平成24年3月31日

地域福祉課

長野県告示第786号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指定年月日
藤森 増雄	諏訪市豊田1733-1	平成24年11月1日
竹田 政利	千曲市杭瀬下5-10 MファーストC202	平成24年8月20日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まごころ訪問マッサージ諏訪店	岡谷市湖畔1-13-16	平成24年11月1日
川中島整骨院	長野市川中島町上氷鉋1353-1 1F	平成24年8月20日

地域福祉課

長野県告示第787号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市常盤字一ノ沢7621の1から7621の7まで、7622の1、7622の2、7623から7626まで、7627の1から7627の10まで、7628の1から7628の4まで、字日向久保7629の1、7629の2、7630、字日影久保7631の3から7631の7まで、7632、字ウラナシ7633の

1、7633の2、7634から7636まで、7637の1から7637の4まで、字城山7515の1から7515の5まで、字鍬ノ峯8139の2、字大洞7646の1、7646の2、7647、7648の1から7648の4まで、7649、7650、7655、7656、8140の1から8140の16まで、字光石7651、7652、7798から7800まで、字境無シ7801、7802の1、7803、7804、字小洞7817から7821まで、7829

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第788号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合1984の2、1985、2156の1、2778の3、字富草4514の1、4514の5、字新野2の44、2の64、字南條1521の1、1521の6、1521の7

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和合1984の2

(1) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字新野3493

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第789号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡飯綱町大字川上字靈仙寺山2755の1502、2756の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第790号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(1/2500都市計画基本図)

2 作業期間

平成24年11月16日から平成25年1月31日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年12月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月6日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1(1) 道路の種類 县道
- (2) 路線名 飯田富山佐久間線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市千栄1847番の7地先から 飯田市千栄1808番の2地先まで	旧	m 6.2~45.1	km 0.4241
同上	新	m 6.2~45.1 8.2~53.7	km 0.4241 0.1061

- 2(1) 道路の種類 县道
- (2) 路線名 飯田富山佐久間線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市千栄1808番の2地先から 飯田市千栄4113番の3地先まで	旧	m 4.9~30.8	km 0.1896
同上	新	m 4.9~30.8 15.5~34.8	km 0.1896 0.0459

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年12月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月6日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1 路線名 飯田富山佐久間線
- 2 供用を開始する区間
飯田市千栄1847番の7地先から
飯田市千栄4113番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年12月9日

道路管理課

長野県公安委員会告示第58号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり事務所名の変更の届出がありました。

平成24年12月6日

長野県公安委員会委員長 横山宏

指定を受けた者			特定講習を行う事務所			変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧		
株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘吉田352番地1	清水保夫	信州塩尻自動車学校	塩尻市大字広丘吉田352番地1	信州塩尻自動車学校	アルピコ自動車学校中央	平成24年12月1日	
株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘吉田352番地1	清水保夫	信州松本もとまち自動車学校	松本市元町3丁目3番10号	信州松本もとまち自動車学校	アルピコ自動車学校第一	平成24年12月1日	

東北信運転免許課

長野県公安委員会告示第59号

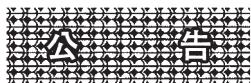
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり施設名の変更の届出がありました。

平成24年12月6日

長野県公安委員会委員長 横山 宏

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘 吉田352番地1	清水保夫	信州塩尻自動車学校	塩尻市大字広丘 吉田352番地1	信州塩尻自動車学校	アルピコ自動車学校中央	平成24年 12月1日
株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘 吉田352番地1	清水保夫	信州松本つかま自動車学校	松本市筑摩4丁目6番1号	信州松本つかま自動車学校	アルピコ自動車学校松本	平成24年 12月1日
株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘 吉田352番地1	清水保夫	信州松本もとまち自動車学校	松本市元町3丁目3番10号	信州松本もとまち自動車学校	アルピコ自動車学校第一	平成24年 12月1日

東北信運転免許課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ赤穂店

駒ヶ根市赤穂10271-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
合資会社赤羽菓子店	赤羽 敏	伊那市高遠町西高遠1690

4 変更した年月日

平成24年10月17日

5 届出年月日

平成24年11月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年12月6日から平成25年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課